

3年間の 利子補給制度を実施中！

高山市から景気対策・雇用対策等のお知らせ！

市では、中小企業向け、勤労者向けの各種融資制度を設けています。
また、市内の景気低迷が長引いていることから、市の融資制度を対象に平成23年3月31日までに下記の融資を受けた場合に、借入れの日から3年以内に支払った利子を市が全額補助する利子補給を行っていますので、ぜひご利用ください。

発行及び問合せ先

高山市商工観光部商工課
高山市花岡町2丁目18番地
(電話 0577-35-3144)

◆中小企業向け融資制度

平成23年3月31日までに下記の融資を受けた方に、借入れの日から3年以内にお支払になった利子を全額補助します。

制度名	対象者	資金使途	融資限度額	融資利率	融資期間	保証料補給	担保・保証人
小口融資 (小規模企業融資、特別小口融資)	市内で1年以上同一事業を営む、従業員20人以下の法人及び個人	運転資金 設備資金	1,250万円	年利0.8% 又は1.1%	8年以内	信用保証料の1/2 以内を補給	・担保は不要 ・特殊な事情がある場合を除いて法人 代表者以外の連帯保証人は不要
経営安定特別資金融資	市内で1年以上事業を営む中小企業者で、経済変動等により経営に一定の支障を生じている法人及び個人 【経営に一定の支障を生じている例】 ・最近3ヶ月間の売上額又は売上総利益が前年同期比5%以上減少している場合 ・直近の単年度決算で欠損を生じている場合 ・中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第8号までの規定による認定を受けた場合	運転資金 設備資金	1,250万円	年利1.4% 又は1.7%	8年以内 (据置期間6ヶ月以内を含む)	融資額の1%以内 を補給	・必要に応じて担保提供 ・特殊な事情がある場合を除いて法人 代表者以外の連帯保証人は不要
創業支援資金融資	事業主の住民登録が市内にあり、1ヶ月以内に個人で、又は2ヶ月以内に会社を設立して市内で新規開業するか、新規開業後1年未満の個人又は設立後1年未満の会社で市内で新規開業したもの	運転資金 設備資金	1,250万円	年利1.6% 又は1.9%	7年以内 (据置期間1年以内を含む)	信用保証料の1/2 以内を補給	・担保は不要 ・特殊な事情がある場合を除いて法人 代表者以外の連帯保証人は不要

◆中小企業向け補助制度

制度名	主な内容	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額等
小規模事業者経営改善資金 (マル経融資) 利子補給金	市内の中小企業者が小規模事業者経営改善資金(マル経融資)を利用して事業活動を行う場合に、借入れの日から3年以内に支払った利息の一部を補助金として交付します。	市内で事業を営む中小企業者で、平成23年3月31日までに小規模事業者経営改善資金(マル経融資)を利用して事業活動を行う方	融資の実行を受けた日から3年間に支払った利息に相当する額	年利1%以内	—
創業支援補助金	市内の中小企業者が岐阜県中小企業振興支援資金融資の「創業支援資金」を利用して事業活動を行う場合に、借入れの日から3年以内に支払った利息を補助金として交付します。	市内で新規に事業を創業又は市内で創業して1年未満で、対象となる融資の実行を平成22年4月1日から平成23年3月31日までに受けた方	融資の実行を受けた日から3年間に支払った利息に相当する額	—	1中小企業者につき1年度100万円を限度
産業活性化・経営合理化支援補助金	市内の中小企業者が岐阜県中小企業振興支援資金融資の「産業活性化資金(観光産業支援枠)」、「産業活性化資金(観光産業支援枠)」、「経営合理化資金(雇用支援枠)」を利用して事業活動を行う場合に、借入れの日から3年以内に支払った利息を補助金として交付します。	市内に店舗、工場又は事業所を有し、市内で事業を営んでおり、対象となる融資の実行を平成22年4月1日から平成23年3月31日までに受けた方	融資の実行を受けた日から3年間に支払った利息に相当する額	—	1中小企業者につき1年度100万円を限度
中小企業福祉・子育て・環境保全推進支援補助金	市内の中小企業者が岐阜県中小企業振興支援資金融資の「経営合理化資金(福祉まちづくり枠)」、「経営合理化資金(新エネルギー等支援枠)」、「経営合理化資金(子育て支援枠)」を利用して事業活動を行う場合に、借入れの日から3年以内に支払った利息を補助金として交付します。	市内に店舗、工場又は事業所を有し、市内で事業を営んでおり、対象となる融資の実行を平成22年4月1日から平成23年3月31日までに受けた方	融資の実行を受けた日から3年間に支払った利息に相当する額	—	1中小企業者につき1年度100万円を限度

◆勤労者、離職者向け融資制度

平成23年3月31日までに下記の融資を受けた方に、借入れの日から3年以内にお支払になった利子を全額補助します。

制度名	対象者	資金使途	融資限度額	融資利率	融資期間	保証料補給	担保・保証人
勤労者生活安定資金融資	市内に1年以上在住している20歳以上の方で、同一事業所に常用労働者として1年以上継続して勤務し、引き続き勤務する方	医療費、冠婚葬祭費、教育費、通勤用自家用車、簡易な家屋補修費、育児・介護休業中の生活資金など	200万円	2.51% 育児・介護休業中の融資については、償還期間内の利子を全額補給	5年以内 育児・介護休業中の融資については6年以内(据置期間1年以内を含む)	信用保証料の全額を補給	・担保、連帯保証人は原則として不要
勤労者住宅資金融資	市内に在住している20歳以上(返済完納時75歳以下)の方で、同一事業所に常用労働者として1年以上継続して勤務し、引き続き勤務する方	市内に自ら居住するために新築、購入、増築、改築又は改良する住宅資金及び住宅用地取得資金	1,500万円	2.36%	20年以内	信用保証料は金融機関が全額負担	・担保、連帯保証人は取扱金融機関の定めによる

雇用対策については、裏面をご覧ください

「高山市緊急雇用安定支援事業補助金」・「高山市緊急失業者雇用奨励金」制度を実施中！

【高山市緊急雇用安定支援事業補助金】

長引く景気低迷に伴い、労働者の雇用の安定及び市内に事業所を有する事業者の経営に係る負担の軽減を図るため、景気の変動その他の経済上の理由により急激に事業活動の縮小を余儀なくされ、これに伴いその雇用する従業員を休業、教育訓練、又は出向(以下「休業等」という。)させた事業者の方に対し、「高山市緊急雇用安定支援事業補助金」を交付します。

交付対象者

- ◆市内に事業所を有する事業者であって、その雇用する当該事業所の従業員について、平成21年9月1日から平成23年3月31日までの間に休業等を行ったことにより、国の雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金(以下「助成金」という。)の支給の決定を受けている事業者の方
- ◆市税を完納していること

補助対象期間

- ◆補助金の対象となる休業等の期間(以下「補助対象期間」という。)は、最初の補助金の支給に係る休業等を行った月から起算して12ヶ月となります。ただし、当該期間到達前に助成金の支給が終了した場合は、最後の助成金の支給に係る休業等を行った月までが補助対象期間となります。

補助金の算定方法について

- ◆以下の方法により、補助金の額を算定します。

◎休業、教育訓練の場合

助成金交付申請の際に提出した「助成額算定書」内の(5)「基準賃金額」欄の金額…(A)
 助成金交付申請の際に提出した「助成額算定書」内の(6)「(5)×助成率」欄の金額…(B)※
 ※ただし、(B)の金額が基本手当日額の最高額を超える場合は当該最高額となります。

- ① (B)の額が基本手当日額の最高額の場合

【国の助成率が2/3、3/4又は4/5の場合】 $(B) \times 1/4 \times \text{休業等月間延日数}$
 【国の助成率が9/10の場合】 $(B) \times 1/9 \times \text{休業等月間延日数}$

- ② (B)の額が基本手当日額の最高額未満の場合

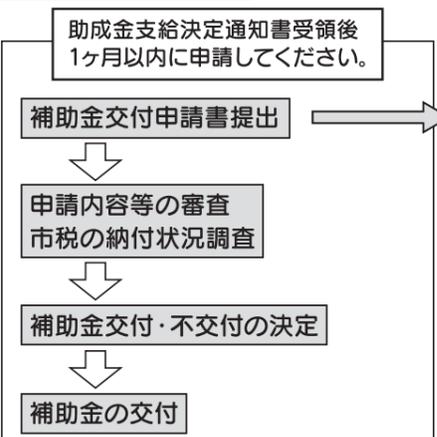
【国の助成率が2/3又は3/4の場合】 $((A) \times 1/5 \text{又は基本手当日額} \times 1/4 \text{のいずれか低い額}) \times \text{休業等月間延日数}$
 【国の助成率が4/5の場合】 $(A) \times 1/5 \times \text{休業等月間延日数}$
 【国の助成率が9/10の場合】 $(A) \times 1/10 \times \text{休業等月間延日数}$

◎出向の場合

助成金交付申請の際に提出した「出向元事業所支給対象賃金補填額調書」⑩欄の合計金額…(C)※
 ※ただし、その調書⑩欄の各支給対象賃金補填額において、基本手当日額を5/4で乗じた額を超える金額がある場合は、その乗じた額が限度となります。

【国の助成率が2/3、3/4又は4/5の場合】 $(C) \times 1/5$
 【国の助成率が9/10の場合】 $(C) \times 1/10$

補助金交付申請の流れ



【交付申請提出書類】
 ○補助金交付申請書
 ○補助金交付申請額計算書

【添付書類】
 ※岐阜労働局に提出した書類の写し
 ◆(休業等・出向)実施計画(変更)届
 ◆(休業等・出向)支給申請書
 ◆(休業・教育訓練)助成額算定書 ※休業・教育訓練の場合のみ
 ◆休業年月日別対象被保険者数一覧表
 ◆出向元事業所支給対象賃金補填額調書 ※出向の場合のみ
 ◆助成金支給決定通知書
 △助成決定額に市外の事業所分を含む場合は、事業所ごとの内訳書

○:市の様式 ◆:国の様式(写し) △:任意様式

【高山市緊急失業者雇用奨励金】

悪化する雇用情勢の中で、本市における雇用の促進を図るため、失業者等を雇用した市内に事業所を有する事業者の方に対し、「高山市緊急失業者雇用奨励金」を交付します。

交付対象者

- ◆市内に住所を有する者で、その者の意思によらない理由で離職し、かつ、高山公共職業安定所又は高山市無料職業紹介所に求職の申込みを行い、その申込みのときに就労していない失業者、又は高山公共職業安定所の紹介で短期間試行的雇用(トライアル雇用)した就職困難者を平成21年9月1日から平成23年3月31日までの間に新たに常用労働者として雇用(その後6ヶ月以上の雇用実績が必要)した市内に事業所を有する事業者の方
- ◆市税を完納していること

交付の要件

- ◆平成21年4月1日以降において解雇した者を再び同一事業者が雇い入れていないこと
- ◆失業者等雇用の日の6月前の日から奨励金の交付決定日までの間において、他の常用労働者を事業主の都合により解雇していないこと
- ◆雇用した失業者等が個人の場合は事業主、法人の場合は代表取締役の三親等以内の親族でないこと

補助金の額

◎新たに雇い入れる対象労働者1人につき1回を限度として20万円を交付

※ただし、国が実施する雇用に対する助成金等(「若年者等正規雇用化特別奨励金」、「特定求職者雇用開発助成金」、「正規雇用奨励金」など)の交付要件を満たしている場合は交付しません。

補助金交付申請の流れ

失業者等を新たに雇用した後
1ヶ月以内に申請してください。

雇用計画認定申請書提出

申請内容等の審査

雇用計画の認定・不認定の決定

※認定の決定後

対象労働者を6ヶ月雇用した後、
奨励金交付申請書提出

【交付申請提出書類】

○奨励金交付申請書

【添付書類】

- 雇用実績書(別記)
- ◎労働者名簿(写)
- ◎対象労働者の雇用・賃金支払状況が明確になる台帳等(写)

奨励金の交付

【認定申請提出書類】

○雇用計画認定申請書

【添付書類】

- 雇用計画書(別記1)
- 交付要件確認書(別記2)
 ※高山公共職業安定所の証明が必要となります。
- ◆商業登記事項証明書(※法人の場合のみ)

《対象労働者に係る書類》

- ◆雇用保険被保険者資格等確認通知書(写)
- ◎勤務時間、勤務場所(所属)、勤務内容、賃金の額、手当等の種類、雇入年月日等が明らかになる採用時からの労働条件を明示した雇入通知書又は雇用契約書(写)
- 住民票(写)
- ◆前事業所の退職証明書(写)又は雇用保険被保険者離職証明書(写)
- ◆トライアル雇用奨励金支給決定書(写)
 (※トライアル雇用後の雇入の場合のみ)

○:市の様式 ◆:国の様式(写し) △:任意様式
 ◎:事業所の様式

中小企業、勤労者向けの融資制度等については、裏面をご覧ください